平成２６年（フ）第１４１号
北海道帯広市西３条南15丁目12番地　西３ハイツ208号
債務者　高橋　講三
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
北海道帯広市西３条南15丁目12番地　西３ハイツ208号
債務者　高橋　弘子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
北海道帯広市西３条南15丁目12番地　西３ハイツ208号
債務者　高橋　由佳
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２０号
山形市十日町２丁目１番４号糸惣ビル２―Ａ
破産者　株式会社東西開発建設
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４号
栃木県大田原市加治屋83番地51　ケイズリンク加治屋Ｃ棟103号室、前住所栃木県那須塩原市東三島６丁目395番地34
破産者　中山　孝行
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１５０号
富山県高岡市明園町２番25号メゾン明園106
破産者　株式会社サンプラン
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１６１号
神奈川県相模原市中央区鹿沼台２―19―11パークサイド鹿沼103号、開始決定時の住所富山県高岡市鷲北新62番地５
破産者　白石　健晃
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１７４号
富山県射水市大江90番地
破産者　株式会社シーエフ
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１８０号
富山県氷見市窪2391番地１
破産者　野尻　信朔
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第３１３号
大阪府吹田市江坂町１丁目16番31号
破産者　株式会社ナカノ
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６２３号
大阪市西区江戸堀１丁目23番19号
破産者　株式会社Ｆｅｅｌｄ
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６３７号
大阪市中央区島之内１丁目17番11号
破産者　株式会社ぱすてる書房
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７８９号
大阪府八尾市美園町４丁目76番地
破産者　ルビコン商事株式会社
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９６１号
大阪府吹田市江坂町３丁目２番10号
破産者　有限会社スタジオプレス
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿児島市吉野町7516番地
破産者　エフシー株式会社
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１０９０号
東京都東大和市上北台２丁目886番地上北台住宅１―303号
破産者　圓谷　哲雄
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７号
神奈川県三浦市海外町９番16号
破産者　丸松食品株式会社
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３１号
神奈川県横須賀市若松町２―30モアーズシティ横須賀
破産者　株式会社プランティング
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３２号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田469番地サンシャインＡ―101
破産者　株式会社スプラウト
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部